

獣医療技術職（動物看護職）の将来構想

福所秋雄（日本獣医生命科学大学 獣医学部 獣医保健看護学科 教授）

【はじめに】

医学分野では医師の指示の下で医療に関わる医療技術職（コメディカル：看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士等の法律に基づく国家認定資格を有する高度専門家）は約20数種に及び、医学・診療領域の業務の一部をカバーし、医師を頂点とする高度医療システムが成立している。

近年、獣医学・獣医療においても対象動物またその医療技術の多様化並びに高度化が進んでおり、獣医師にとっては医師と同様「判断を下す専門家」という立場が重要となる。しかしながら、獣医学・獣医療分野では獣医師の指示の下で動物診療に関わる法的に認知された獣医療技術職（動物看護職等）の存在はなく、獣医師自らがその動物診療業務の全てをカバーしているといっても過言ではない。獣医学領域においては獣医師法及び獣医療法により獣医療に関わる規制がなされており、現在の法解釈ではたとえ獣医師の指示があっても獣医師以外の者が業として採血、輸血・輸液等を含む全ての動物診療行為を行うことはできない。

現在、日本には家庭動物医療分野で働く動物看護師が大勢いるが、その存在は法的には認知されておらず、動物看護師としての獣医師の指示の下で診療行為に関わる本来の業務を実行することができない。即ち、動物看護師は、法的には人の医療分野における「ナースエイド」と同等の業務しかできないのが実状である。動物看護や動物臨床検査の分野では、現在のところ公的な認定制度はなく、民間の任意団体等が動物看護師（士）としての資格を任意に認定しているのが実状である。しかしながら、当該動物看護師（士）の民間資格は動物診療を支える上で法的には何の意味もなさず、本来の診療行為に関わる動物看護師の役割を担ってはいない。それ故、獣医師の指示の下で動物診療行為に関わる獣医療技術職（動物看護職）の国家資格認定制度を確立することが必要となっている。

特に獣医療現場では、動物は意思表示に乏しく、ややもすれば「物」として扱う診療になりがちである。人の医療においては肉体と精神の両面から対応が要求され、患者の精神面を支えるのも看護師の重要な業務である。動物の場合にも同様に、動物の行動から動物の心を読み取り、さらに飼い主の精神面も理解することが重要となる。この意味で、動物診療においても保健看護の立場から動物並びに飼い主の精神面を支えるのも動物看護師の業務と考えて間違いはない。このように、獣医学と動物の保健看護学が両輪となる高度獣医療システム（制度）の構築を推進する必要がある、今後、さらに拡大していくと考えられる高度獣医学・獣医療を展開する上で重要な課題といえよう。

この報告で、従来の「動物看護職」を「獣医療技術職」と呼称している理由は、将来の国家認定資格の対象となる技術領域が動物看護のみならず、臨床検査、放射線検査、保健衛生指導等の広範囲な領域に及ぶ業務とすべきであると考えているからである。

【現在までの社団法人日本獣医師会の対応】

日本獣医師会が動物看護師（士）に関する案件を議題として取り上げたのは平成元年以降のことであり、当時、「AHT（動物診療補助専門職）養成施設認定のための基本的考え方」を提示し、日本獣医師会がAHT養成施設の認定に取り組むのは時期尚早との判断があった。その後、平成13年に日本獣医師会小動物委員会において「動物医療における動物看護師のあり方」の検討を開始した。平成15年には「いわゆる動物看護師の現状と課題」として、日本獣医師会の考え方を取りまとめ、広く関係者に協議の推進を求めた。平成17年及び平成18年には、日本獣医師会小動物臨床部会の小動物委員会において一議題として「動物医療補助者制度のあり方」が取り上げられ、検討資料として「動物医療補助専門職資格の制度化に向けて」が示された。平成18年には日本獣医師会学会年次大会（茨城県つくば市）において「動物看護師（士）認定の現状と今後の職域について」と題するシンポジウムが開催された。平成18年12月19日に日本獣医師会小動物臨床部会個別委員会として「第1回動物診療補助専門職検討委員会」が開催され、その後現在までに通算6回の国家資格化の確立に向けた検討が行われた。また、当該会議の中で提案された「日本動物看護職協会（仮称）」の設立準備委員会が立ち上げられ、平成21年1月の日本獣医師会学会年次大会（岩手県盛岡市）において、日本動物看護職協会設立発起人総会が開催され、平成21年度に設立の運びとなった。このほか現在までに動物診療補助職国家資格制度の確立に関するシンポジウムが種々の関係団体（学会）等の主催で開催されている。現在、獣医学・獣医療領域において獣医療技術職（動物看護職）の存在は不可欠であり、その国家資格制度導入の必要性は、民間獣医療関係団体の総意となっている。

【現在の農林水産省の対応】

平成17年に開催された農林水産省の諮問による「小動物獣医療に関する検討会」において動物看護職に関する議題が取り上げられ、動物看護師国家資格認定制度の制定に関し、下記の事項が提言された。1) 公的資格化については現状では時期尚早である。2) 民間の看護師資格認定団体、教育機関、獣医師団体、獣医療補助者の団体が協力して教育と資格認定の平準化に向けて取り組むことが必要。としている。

また、平成20年2月の衆議院予算委員会における農林水産大臣の答弁の中で、上記の内容が確認され、一定の教育レベルあるいは資格認定基準を平準化した上で、国として動物看護師の資格制度化について措置、対応していきたいと回答している。

このような国の対応方針が農水省を代表する大臣から答弁されていることを踏まえ、動物看護師資格の国家認定制度に向けて、民間レベルで、1) 民間資格認定機関の統一化、2) 教育機関の連携、3) 教育の平準化を進めると共に、さらに、国（農林水産省）は将来の高度獣医療の展開に鑑み、獣医療技術職（動物看護師職）の公的資格化に向けた検討委員会を設け、その国家資格制度の導入に向けての検討を諮問されるよう切望する。

【国家資格化へ向けての段階的対応】

以上のような、現状を踏まえ、下記の過程（図1参照）で検討することを提案したい。

1) 民間資格認定の統一化

第1段階・・・暫定措置として、現在の民間における認定試験（資格認定）を統一化する。

各認定団体が共有する協会（動物看護認定協会：仮称）を立ち上げ、その協会名で資格認定を行う。各団体の協議の下、試験問題の統一化・統一試験を実施する。

第2段階・・・各認定団体の共有する第1段階の協会を共同運営という形で新たな組織として独立させる。

新組織（動物看護認定協会：仮称）を設立する。組織の設立に当たっては、運営等に関し当事者で十分に検討することが必要である。この認定制度（暫定）による資格を日本獣医師会が認証する。これにより、当該民間認定資格を日本獣医師会が認証する唯一の資格とする。

第1段階から第2段階では、認定試験の内容は、現在の教育レベル（専門学校2年教育を対象）に合わせたものとする。第1・第2段階と並行して、国（農林水産省）が国家認定制度の導入に向けて「獣医療技術職の国家資格制度化検討委員会：仮称」を設け、国家資格制度の導入に向けての検討を諮問し、下記の具体的な検討すると共に、認定制度の制定を早期に実施する。

① 獣医師の指示の下で実施可能な獣医療技術職の業務の範囲

② 国家認定試験の受験資格（教育関係）の検討

- * 教育内容（カリキュラム等）
- * 教育年限
- * 教育施設基準・教員配置
- * その他

③ 法整備の検討

- * 新たな獣医療技術師法（法律：仮称）、施行令（政令）、施行規則（省令）等を制定し、獣医療技術職の業務及び認定試験制度等について具体化する。これが困難な場合には、これに替わる法的な対応を探る。例えば、獣医師法等の改正により細則等で獣医療技術師（仮称）を規定する方法等を検討する。
- * 獣医療技術師（仮称）の資格認定試験・登録等は、獣医師のそれと同様に国（獣医事審議会）が実施するのが望ましいが、現在では困難と思われるので、国が法人（獣医療技術協会：仮称）に委託する方向で検討する。法制化後に獣医療技術職の認定試験・登録団体となる獣医療技術協会（仮称：法人化）は、暫定的な試験・認定の任意民間組織である動物看護登録協会を移行させ、組織化することが望ましい。

* 獣医師法第17条の獣医師の独占業務（飼育動物の診療）の一部を獣医師の指示の下で獣医療技術職が業務として行うことを可能ならしめる法令を制定することであり、獣医師の業務が緩和されることになり、これは新たな規制強化に該当しないと考えられる。

第3段階・・・国家認定制度の導入時

① 国家資格取得のための受験資格は、人の医療分野の看護師制度と同様に下記の卒業見込み又は卒業生（但し、大学にあっては3年次修了時）に付与されることが必要と思われるが、今後十分に検討する必要がある。

- * 学校教育法に基づく動物保健看護専門学校（専門3年教育）
- * 動物保健看護教育を行う短期大学（専門3年教育）
- * 動物保健看護教育を行う大学（教養・専門4年教育）

② 従来の民間認定資格取得者の取扱い（救済措置）の検討

従来の動物看護師（士）の民間資格を得て、臨床現場で動物看護師（士）として従事している者の救済措置（国家資格受験資格の取得等の条件）を検討する必要がある。

③ 国家認定資格制度の確立後は、民間組織による類似資格の付与は禁止するべきである。

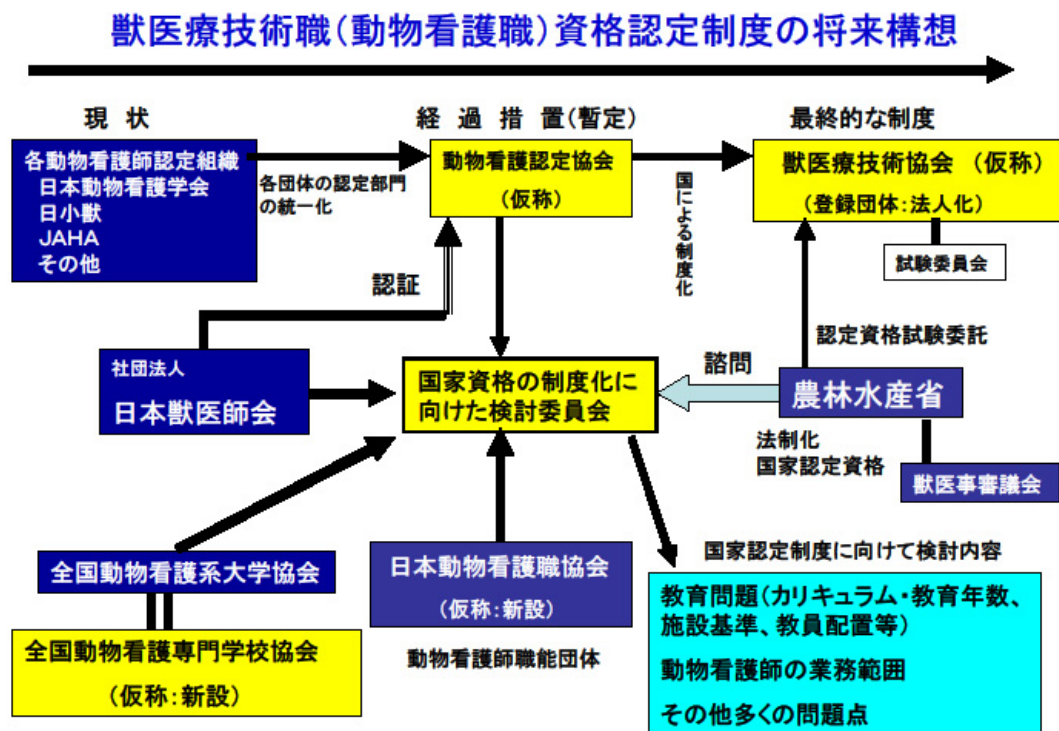


図1. 獣医療技術職(動物看護職)資格認定制度の将来構想

2) 教育水準の平準化・コアカリキュラムの作成

現在、獣医療技術者（動物看護師）を育成する教育機関は専門学校、短大、大学と多様であり、その教育内容も統一されていないのが現状である。国家資格制度化に向けて、より高度な獣医療技術者を育成するためには少なくとも専門3年の教育期間が必須であり、専門学校、短期大学及び大学の動物看護教育並びにその教育水準を共有化する必要がある。このため、動物看護教育のコアカリキュラム（講義・実習シラバス）並びに教育環境基準を制定し、これに準拠できる教育機関の単位修得者に国家試験の受験資格を付与すべきと考えられる。

3) 動物保健看護教育機関の連携

① 全国動物保健看護系大学協会の設立

平成20年4月1日に動物保健看護教育を実施している大学（日本獣医生命科学大学、帝京科学大学、倉敷芸術科学大学、ヤマザキ動物看護短期大学）4校の同意により、全国動物保健看護系大学協会が設立された。現在、獣医療技術職の国家認定資格制度化に向けて、動物保健看護教育のコアカリキュラム等の検討が行われている。

② 動物保健看護専門学校協会（仮称）の設立

今後、獣医療技術職の国家認定資格制度化に向けて専門学校においても教育の平準化は必須となる。そこで、大学、短大及び専門学校共通の動物保健看護教育コアカリキュラム（講義・実習の種類及びそのシラバス：3年間の専門教育）の作成に向けて、動物看護専門学校との連携を高める必要がある。当該専門学校においても動物保健看護専門学校協会（仮称）の設立が必要と思う。

また、当該大学協会並びに専門学校協会の協力を強固にし、獣医療技術職（動物看護職）の教育・研究活動の推進、国家認定資格化に向けた推進を行う必要がある。

4) 獣医療技術職（動物看護職）の職能団体の設立

平成18年12月以降から順次開催されている日本獣医師会 小動物臨床部会 個別委員会「動物診療補助専門職検討委員会」で提案された「日本動物看護職協会（仮称）」の設立準備委員会が立ち上げられ、平成21年1月の日本獣医師会学会年次大会（岩手県盛岡市）において、日本動物看護職協会設立発起人総会が開催され、平成21年度に開設の運びとなった。今後は更に全国組織化並びに獣医療技術職（動物看護職）の国家認定資格化、社会活動及び待遇改善に向けての行動が推進されるよう期待する。

【獣医療技術職（動物看護職）の業務】

これら国家資格を取得した獣医療技術職が担うべき診療補助に係る行為としては、国が日本獣医師会の意向を踏まえた上で臨床看護（獣医師の指示の下で許容可能な業務：採血、輸液、注射、投薬等を検討）と臨床検査（一般検査に加え、獣医師の指示の下での生体機能検査（MRI、心電図、超音波検査等）並びにX線検査等を包含すべきである。業務としては動物の一般看護並びに獣医師の指示のもとでの動物診療補助とする。

1) 獣医療技術職が担うべき診療行為の範囲（資格の対象となる業務）

獣医療技術職が担うべき診療に係る行為としては、下記の臨床看護・臨床検査・臨床放射線検査を包含すべきである。

- ① 臨床看護： 看護に加え、獣医師の指示の下で可能な診療に関わる業務（採血、輸液、静脈注射、投薬等）を検討する。
- ② 臨床検査： 検査に加え、獣医師の指示の下での生体検査（MRI、内視鏡、眼底検査、心電図、超音波検査等）の機器操作を行うことを可能にする。
- ③ 臨床放射線検査：獣医師の指示の下でのX線検査機器操作を行うことを可能にする。
- ④ その他必要事項

2) 獣医療技術職の対象とする動物・職域等

獣医療技術職が対象とする動物は獣医師法第17条に示される動物（業としての診療対象動物）であり、当然、産業動物衛生領域（採血・検査・ワクチン注射・任用資格等）及び公衆衛生領域（検査・任用資格等）も職域対象として包括すべきである。

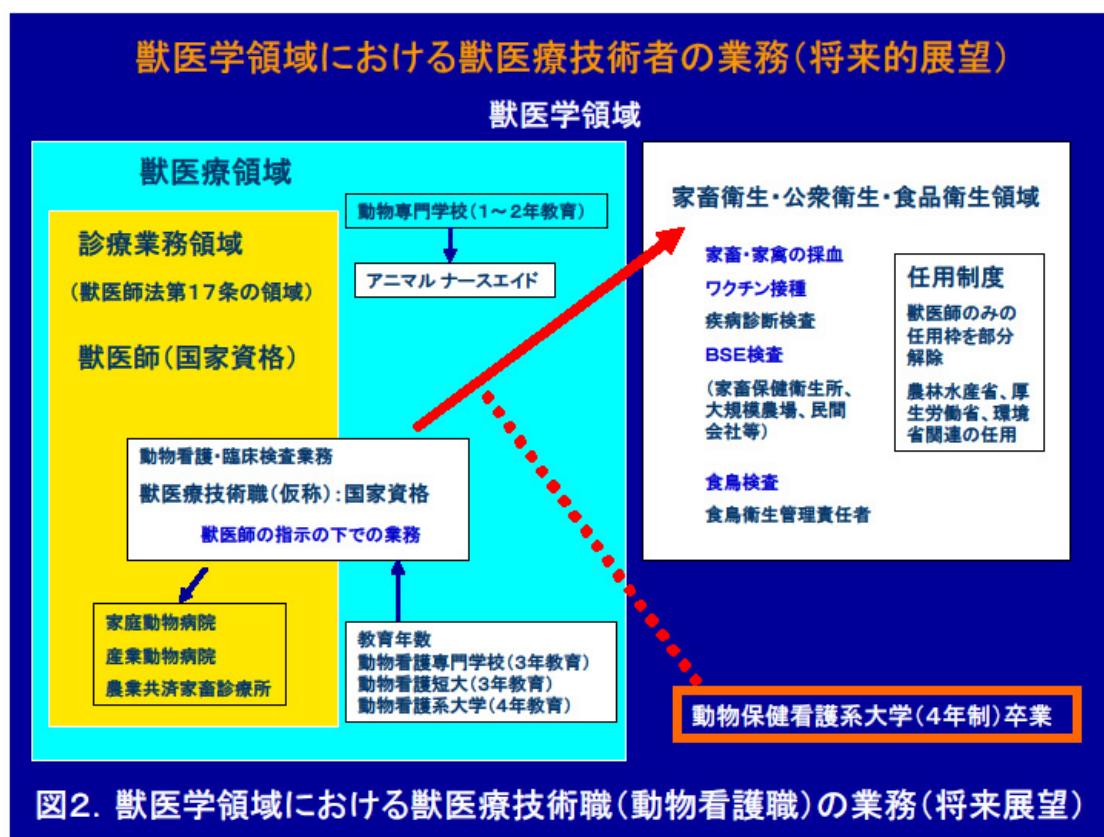
【獣医学領域における獣医療技術職（動物看護職）の将来的展望】

これらの獣医療技術職の国家資格化の確立を前提として、獣医療技術職（動物看護職）の業務並びに職域は図2に示すようになるべきと思われる。すなわち、国家資格を取得した獣医療技術師（仮称）は、民間認定の動物看護師（士）では違法であった獣医師法第17条で規定される診療業務が獣医師の指示の下で合法的に遂行できるようになり、獣医師の業務負担を軽減できることになり、獣医師は高度医療並びに総合診断に専念できるようになる。国家認定資格の取得のための認定試験受験資格は大学、短大並びに専門学校における3年間の専門コアカリキュラムを修めた者となろう。

なお、4年制大学教育を修了して国家資格を得た獣医療技術者は、それらに加え、獣医師に限定された任用資格のうち、食鳥検査員、家畜防疫員、薬事監視員等の適用等を検討する必要があるだろう。これにより、獣医保健看護学（4年制大学教育）を修得した獣医療技術者の業務範囲が家畜防疫、家畜衛生並びに公衆衛生分野にも拡がり、現在問題となっている各職域における獣医師の偏在を補足し、獣医師の活動を支援し社会貢献に寄与することは間違いない。

特に、獣医学教育が6年制になって久しいが、獣医師の働く職場の業務体制、処遇等は4年制時代から殆ど改善されていない。特に家畜衛生分野では、獣医師の業務として農場での調査のための採血、感染材料の採取、実験室内検査等の検査実務が中心を占めており、肝腎な高度な判断（総合診断・防疫対策）に専念することが不可能になっているのが実状である。これらの状況を鑑み、検査実務は国家資格を有する獣医療技術職が行い、高度な判断（企画立案・診断・防疫等）は獣医師が行う体制の構築が将来的に必要と考えられる。このため、任用制度からみた資格の分担（獣医師限定の任用資格の一部解放）を検討することも必要であろう。例えば、公衆衛生関係（食鳥検査員等）並び

に薬事関係（薬事監視員、医薬品製造責任者等）の任用資格を獣医療技術職にも適用する方向で検討する。また、既存の家畜衛生分野における国及び都道府県の獣医学分野の公務員採用試験は獣医師を対象とした採用試験に限定されている。将来的には獣医師以外に国家資格を有する獣医療技術者の募集（採用試験）を行う必要がある。この場合の対象者は、獣医保健看護系大学（4年制）卒業者に限定することが望まれる。



【動物看護学教育者の育成の必要性】

獣医療技術職の国家資格認定制度の確立に向けて、専門学校や大学における動物看護教育の専門家（教育者・研究者）の育成が必要となる。現在の動物看護師の養成は、主として動物看護専門学校（2年教育）においておこなわれており、これら専門学校の教育レベルの高度化が求められることになることが予測される。現在、動物看護師養成のための教育者・研究者を育成する大学院等の専門教育機関はない。現在、動物看護師の養成を目的としている専門学校、短大、大学の動物看護教育には、大方、獣医師資格を有する者があっているが、将来的には、大学の獣医保健看護教育課程で教育を受けた獣医療技術専門教育者がその指導者となる必要があると思われる。そのためにも、早期に獣医保健看護学教育の教育・研究指導者を育成する大学院（博士課程：前期・後期）を設置する必要があると思われる。

【おわりに】

現在、獣医学・獣医療分野の高度化・拡大に伴い、動物保健看護・各種検査技術の高度化が必要不可欠となり、適正な教育を受けた動物保健看護分野の高度技術専門家の養成が求められている。将来的には、獣医学と獣医保健看護学が両輪となる高度獣医療システム（制度）が構築されることが期待される。特に獣医療においては、種々の手術技法、新たな動物用医薬品・動物用医療用具の開発改良並びに磁場共鳴画像診断（MRI）、X線断層画像診断（CT）、ライナックによる定位放射線治療等の新技術が小動物臨床分野に導入され、獣医療の高度化が進んでいる。これらに対応する獣医学教育の高度化は必然ではあるが、さらに高度化する獣医学領域を考えると獣医師のパートナーとなるより高度な獣医療技術職の養成並びにその資格の国家認定制度化が必須となっている。獣医療技術職（動物看護職）の国家資格制度制定の向けての総論の議論は既に関係者の同意が得られているものと思われ、今後、種々の各論を早期に検討すべきである。農林水産省が諮問する「獣医療技術職（動物看護職）の国家資格認定制度検討委員会」の設置が待たれる。

人の医療分野では医師の指示の下で医療に関わる高度医療技術職（コメディカル：看護師、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士等の法律に基づく国家認定資格を有する高度専門家）が多数存在するが、動物医療分野では獣医師のほかにも多くの個別専門分野の技術職を国家資格化するのには獣医学分野の経済的基盤を考えた場合、不可能である。それ故、獣医学領域では、動物看護、臨床検査、臨床放射線検査、保健衛生等の技術領域を扱う専門技術者を一括して「獣医療技術職」として国家資格を付与することが望まれる。

従来、獣医学領域では獣医療補助技術者のことを民間資格において動物看護師（士）の呼称が使用されているが、国家認定資格の対象となる技術職は上述のごとく動物看護のみならず、保健衛生、臨床検査、臨床放射線検査も包含した資格となるべきと考えられるので、国家資格における法的な名称として「獣医療技術師」を提唱したい。特に家庭動物医療に関わる場合には、通称として「動物看護師（士）」が用いられても問題ないものと思われる。しかしながら、法的な名称等は今後十分検討した上で、制定されることになろう。